

高石市の消防体制のあり方検討結果報告

平成20年2月

高石市の消防体制のあり方検討会

目 次

1	はじめに	1
2	高石市の消防体制のあり方検討事項	2
	(1) 消防拠点について	2
	①市街地の消防体制（火災時の出場体制）について	2
	②特別防災区域臨海コンビナート地域の消防体制 （火災時の出場体制）について	3
	③救急体制について	3
	(2) 消防団について	4
	(3) 協議会の設置について	4
	(4) 経費負担について	4
	(5) その他	5
	①財産について	5
	②自主防災組織並びに自治会及び市民等への防火・防災意識 の啓発の推進について	5
3	むすびに	7
4	高石市の消防体制のあり方検討会経過	8
5	高石市の消防体制のあり方検討会委員	9

1 はじめに

高石市は、面積11.35km²のうち、約半分が石油化学コンビナート等の工場群と対岸の市街地に約6万1千人が居住しているコンパクトで人口密度が極めて高い、全国的にも類を見ない地勢と成っています。

いうまでもなく、消防は、市民の生命・身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は、大規模な地震等の災害を防除し、被害の軽減を図るという重大な任務を担っており、市民に直結する重要な分野であります。

これらのことから、高石市の消防体制は、昭和28年以来、堺市との両市において55年の長きにわたり堺市高石市消防組合を結成し、高度な消防体制を作り上げてきました。

このような中で、堺市が平成18年4月に政令指定都市に移行したことにより、堺市が危機管理体制の充実を図るため消防局の設置を志向され、平成19年8月に堺市から堺市高石市消防組合の解散及び財産処分並びに消防事務委託について、事前の協議の申し入れがありました。

高石市は、この申し入れを受け、市民の生命と財産を守り、将来にわたり安全で安心して暮らせる消防体制のあり方について検討するため、この度、高石市長から、本検討会に依頼されたものです。

この依頼を受けまして、検討した結果を以下にまとめましたので報告いたします。

2 高石市の消防体制のあり方検討事項

(1) 消防拠点について

① 市街地の消防体制（火災時の出場体制）について

【現状】

平成19年4月1日現在、堺市高石市消防組合（以下「組合」という。）管内には、1本部9消防署9出張所があり、消防職員951名、消防車両194台（内消防団車両4台含む。）、消防艇1艇を保有し、両市の消防事務を共同処理している。

高石市域は、消防拠点として1消防署1出張所が設置され、消防職員67名、消防車両16台（内消防団車両1台含む。）が配備されている。高石市域内は、高石消防署及び高師浜出張所を中心に近隣の西消防署、臨海消防署によりカバーされている。

また、平成18年中の高石消防署管内での火災及び救急出場件数は、組合全体の6～7%で、これは高石市域が占める組合全体の人口及び管内面積の各比率とほぼ比例している。

火災発生時の消防出場体制は、コンピューターにより管理され、火災現場に直近する署所の消防車両で隊編成され、例えば高石市域の市街地での建物火災の初期消火活動には、高石消防署から3台、高師浜出張所から1台及び堺市域に所在する西消防署から2台、南消防署の出張所から1台、消防本部から3台、計10台が出場し消火活動に当たる。更に火災の延焼等による拡大時は、第2出場として近隣の臨海消防署等から5台、更なる火災拡大時には、第3出場として堺消防署等から5台が増援される体制となっている。

【まとめ】

市街地の消防体制については、高石消防署と高師浜出張所で市域を管轄している。JR阪和線により分断された東部地域については、市内の約13%（約3,180世帯）の住宅があり、宅地化が進み、既存の密集した住宅地もあり、この2つの消防署所により管轄されているが、今後同地域の消防体制の充実を図ることも検討課題とする必要がある。

尚、現在、組合財産である消防倉庫が組合解散に伴い、高石市に財産分与されることから、当面、災害用備蓄品及び水防資機材用倉庫と位置付けするとともに、有事の際、迅速且つ円滑な防災活動が実施できるよう、近隣に消防団屯所を設置する等活用を図る必要がある。

また、高石市域においての集中豪雨等の突発的な災害発生時や今後30

年以内に50～70%の確率で発生すると予想される東南海・南海地震等の大規模災害時において、高石市地域防災計画に基づいた市の防災体制と消防体制との迅速な連携を図るための指揮命令系統を構築する必要がある。

② 特別防災区域コンビナート地域の消防体制（火災時の出場体制）について

【現状】

高石市域面積の約2分の1を占めるコンビナート地域における火災等の災害発生時の消防活動体制は、コンピューターにより管理され、例えば第1出場で大化学消防車を主体として高石消防署から3台、高師浜出張所から1台及び近隣の臨海消防署から大化学車、泡原液搬送車及び大型高所放水車を含む4台、堺消防署から1台及び消防本部から4台、合計13台が出場し消火活動等を実施する。次に、火災規模が拡大すれば第2出場として堺市域に所在する近隣の西消防署等から7台が増援され、更に規模の拡大により第3出場として南消防署等から4台が増援する体制になっている。

【まとめ】

特別防災区域に指定されているコンビナート地域の災害は発生すると大規模になる危険性が高いため、公設消防及び事業所の自衛消防による対応を十分図るとともに、石油コンビナート等災害防止法に基づく予防措置により安全性を確保する必要がある。

③ 救急体制について

【現状】

組合における救急体制は、地域の人口分布、救急需要等の実情を考え合わせて消防署所の管轄区域を基本として、18の救急隊が活動している。高石市域には、高石消防署に常備車1台、非常備車1台が配置されている。出場体制は、火災時の出場体制と同様であり、コンピューターにより救急要請場所の最も直近署所から救急隊を出場することを原則として、高石消防署の救急隊が出場中に高石市域において新たな救急の要請があった場合、近隣の臨海消防署又は西消防署等からの救急隊が対応する。大規模な災害により多くの負傷者が発生した場合他の署所の救急隊が出場する体制となっている。

【まとめ】

現在の救急体制は、高石市内では1台の救急体制になっている。この配置は堺市との広域で行っているため、国の整備指針より組合人口90万人で18台の救急車の配置基準を満たしているが、6万人規模の単独消防の市であれば、2台の救急車の配置基準となっていることから、高石市管内においても、2台の救急車の配置についての意見もあるので、今後の検討課題として捉える必要がある。

(2) 消防団について

【現状】

高石市消防団は、平成18年2月に結成された新しい消防団で、中学校区毎に高石分団、高南分団、取石分団の3分団からなり、49名の団員により構成されており、小型動力ポンプ積載車両1台及びその他資機材等を保有している。現在は、高石消防署において、消防に関する各種教育及び技術の向上を図るための訓練等を実施している。

【まとめ】

今後は、大規模災害時において消火活動や避難誘導等の活動が担えるように、育成していく必要がある。また、自主防災組織との連携体制の構築に努める必要もある。そのために事務委託後も専門的な講習会や各種教育、基礎訓練等については、専門的な指導体制が必要なことから、今後とも高石消防署において各種教育、基礎訓練等を実施できる体制を確立する必要がある。

(3) 協議会の設置について

【現状】

現在までは、組合消防議会において、市民の意見を行政に反映するため、組合消防議会を運営している。

【まとめ】

組合解散により、組合議会が無くなることから、市民の意見を十分反映できるよう、運営協議会等の設置の方策が必要である。

(4) 経費負担について

【現状】

組合の経費負担については、当該市に設置されている消防署所に係る土地の取得、建物の新築や改修等に係る経費は、当該市が負担し、共通部分

である一般経常経費については、両市の人口按分で負担している。

【まとめ】

経費の負担は、長年、両市の一部事務組合として、その経費の負担割合については、人口按分で行ってきた。

負担割合の算定方法については、署所に係る実費による算定、地方交付税措置に係る基準財政需要額による算定が考えられるが、現在の高石市の厳しい財政状況の中で、今回消防事務委託に変更されることにより、現行の負担金額が増額されることになれば、高石市の行政運営に重大な影響を与えることになるので、現行の人口按分の算定による負担金での事務委託を、堺市に維持していただくよう願望する。

(5) その他

① 財産について

【現状】

高石市に係る消防組合の財産としては、動産として通信システム、消防車両、備品等がある。また、不動産として高石消防署、消防倉庫、防火水槽埋設用地等がある。

【まとめ】

消防車両等の動産については、組合から各々の市に財産として分与されることになるが、高石市においては、消防車両等の動産が分与されたとしても、その動産を使用することが考え難いため、全てを堺市に帰属し、消防事務委託後も堺市が活用することが適当であると考えている。

これらのことから、消防車両等の動産に係る起債の償還については、動産の帰属を受ける堺市が償還することが妥当であると考えている。

また、消防署の土地、建物等の不動産については、所在する市に帰属することになる。

② 自主防災組織並びに自治会及び市民等への防火・防災意識の啓発の推進について

【現状】

現在、組合では、「消防とのふれあい」等年間を通じて自主防災組織並びに自治会及び市民等を対象に、防火・防災意識の高揚を図るための各種行事を実施している。

また、組合では、自主防災組織並びに自治会及び市民等を対象とした防

火・防災研修会及び消防団員への防火知識と技術の向上を図るための基礎訓練等の実施や高石市が主催する防災訓練等の協力をしている。

【まとめ】

組合解散後においても、今までと同様、市民等への防火・防災意識の啓発事業等については、消防局において、継続して実施していただく必要がある。

また、高石市が主催する防災訓練等についての協力体制も、継続していただく必要がある。

3 むすびに

高石市は、自治体消防制度が発足した後、昭和28年以来、堺市と一部事務組合を組み、堺市高石市消防組合により市民の生命・財産を守る消防事務を行ってきました。特に、昭和40年代以降の高度経済成長期に両市の臨海部にまたがり堺泉北臨海石油コンビナートの特別防災区域が形成されて以後、消防体制を強化し、高度な消防体制を作り上げてきました。

このような中で、堺市が政令指定都市に移行したことにより、一部事務組合解散に係る事前の協議の申し入れがあり、高石市としては、堺市の意向を尊重し、一部事務組合の解散及び消防事務委託を前提として、高石市の消防体制のあり方について、当検討会として種々検討を加えました。

その結果、特別防災区域が存在するという特殊性を有する高石市の地勢から、一部事務組合解散後も広域化を生かした高度な消防体制を維持するために、消防事務を堺市に委託することが最善策であるとの結論に達しました。

自主的な市町村消防の広域化が推進される動向を踏まえ、今後とも、堺市と協議を重ね、市民の生命と財産を守り、安心・安全を確保するために、市民の皆さまと協働してより優れた消防・防災体制が確立されることを期待します。

なお、付言すれば、今後発生が予想される地震等の大災害時の対応について、更に検討を加え、必要な措置を講じることが望まれます。

4 高石市の消防体制のあり方検討会における検討経過

平成19年 11月28日 第1回高石市の消防体制のあり方検討会

- ・会長の選出
- ・市長からの検討依頼
- ・開会の趣旨について
- ・消防組合の現状について
- ・消防事務委託に伴う課題の抽出について
- ・スケジュールについて

平成20年 1月22日 第2回高石市の消防体制のあり方検討会

○消防委託に伴う課題の抽出及び対応について

- ・消防拠点について
- ・救急体制について
- ・特別防災区域の消防体制について
- ・消防団について

平成20年 1月30日 第3回高石市の消防体制のあり方検討会

○消防委託に伴う課題の抽出及び対応について

- ・協議会の設置について
- ・経費負担について
- ・その他
 - ① 財産分与について
 - ② 市民への防火・防災意識の啓発の推進について

平成20年 2月12日 第4回高石市の消防体制のあり方検討会

- ・検討結果報告書（案）について

平成20年 2月17日 市長への報告

5 高石市の消防体制のあり方検討会委員

学 識 経 験 者

池 田 敏 雄	関西大学法学部 教授
北 後 明 彦	神戸大学工学部 教授

市 議 会 議 員

権 野 功至郎	高石市議会議員
奥 田 悦 雄	高石市議会議員

公共的団体の代表者

舛 谷 隆 康	高石市自主防災組織連絡協議会会長
石 田 弘 美	高石市民生・児童委員協議会会長
土 井 幸 一	高石防災協会会長
鳴 瀧 宣 夫	堺・泉北臨海特別防災地区協議会副会長

関係行政機関の職員

古 谷 正 行	大阪府鳳土木事務所地域防災監
---------	----------------

高石市の消防体制のあり方検討結果報告

資料編

高石市の消防体制のあり方検討会

高石市の消防体制のあり方検討事項

課題項目	消防組合としての現状	高石消防署の体制	高石市の消防体制のあり方検討会質疑内容																																																																										
<p>(1) 消防拠点について 組織体制</p> <p>火災・救急発生状況</p> <p>① 市街地の消防体制 (火災時の出場体制) について</p>	<p>現在、消防組合管内には1本部9消防署9出張所があり、堺市域に8消防署8出張所が所在、また高石市域には1消防署1出張所があり、両市の市民生活の安全を図っている。</p> <p>消防組合における消防力は消防職員951名、消防車両190台、消防艇1艇を保有している。</p> <p>平成18年中の火災件数は全体で325件、救急出場件数は46,074件発生し、署別では、下表の状況である。</p> <table border="1" data-bbox="617 877 1451 1381"> <thead> <tr> <th>署別</th> <th>火災件数</th> <th>比率%</th> <th>救急出場件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高石</td> <td>21</td> <td>6%</td> <td>2,630</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>堺</td> <td>102</td> <td>31%</td> <td>10,769</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>31</td> <td>10%</td> <td>5,486</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>22</td> <td>7%</td> <td>3,668</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>40</td> <td>12%</td> <td>6,713</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>41</td> <td>13%</td> <td>7,351</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>42</td> <td>13%</td> <td>7,365</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>美原</td> <td>19</td> <td>6%</td> <td>1,753</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>臨海</td> <td>7</td> <td>2%</td> <td>289</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>管外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>325</td> <td>100%</td> <td>46,074</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 出場体制は、原則としてコンピューター管理により火災現場に直近する署所の配置車両で隊編成される。</p> <p>例えば、高石市の市街地（高石署管内）における建物火災が発生した場合、消防活動には、高石消防署から3台、出張所から1台及び堺市域に所在する近隣の西消防署から2台、南消防署の出張所から1台及び本部から3台、合計10台が出場し現場活動に当たる。次に、火災が延焼等により大規模化になれば、更に堺市域に所在する近隣の臨海消防署等から5台が増援され、更に火災の大規模化に伴い5台が活動する体制となっている。又、堺高石管内において広域大規模災害が発生した場合は、一時的に所轄の署が対応することとなっている。</p>	署別	火災件数	比率%	救急出場件数	比率	高石	21	6%	2,630	6%	堺	102	31%	10,769	23%	中	31	10%	5,486	12%	東	22	7%	3,668	8%	西	40	12%	6,713	15%	南	41	13%	7,351	16%	北	42	13%	7,365	16%	美原	19	6%	1,753	4%	臨海	7	2%	289	1%	管外	—	—	50	—	計	325	100%	46,074	100%	<p>消防職員の配置は、高石消防署(本署)に55名及び高師浜出張所に12名の合計67名(平成19年4月1日現在)が配置され、消防車両は計15台で本署12台、出張所に3台の車両を保有している。</p> <p>高石消防署管内における火災・救急の各件数は、左記に示す状況である。</p> <p>高石消防署管内が占める消防組合管内全体の人口及び管内面積の各比率と火災発生件数、救急出場件数が6～7%でほぼ比例している。</p> <p>* 人口割り</p> <table border="1" data-bbox="1537 1045 2056 1161"> <tr> <td>消防組合全体</td> <td>904,989人</td> </tr> <tr> <td>高石消防署管内</td> <td>60,928人 (比率6.7%)</td> </tr> </table> <p>* 管内面積割り</p> <table border="1" data-bbox="1537 1213 2056 1329"> <tr> <td>消防組合全体</td> <td>161.34km²</td> </tr> <tr> <td>高石消防署管内</td> <td>11.35km² (比率7%)</td> </tr> </table> <p>市街地火災時の出場車両</p> <table border="1" data-bbox="1507 1465 1932 1707"> <tr> <td>高石本署</td> <td>梯子タンク車 3台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポンプ車 救急車</td> </tr> <tr> <td>高師浜出張所</td> <td>タンク車 1台</td> </tr> </table>	消防組合全体	904,989人	高石消防署管内	60,928人 (比率6.7%)	消防組合全体	161.34km ²	高石消防署管内	11.35km ² (比率7%)	高石本署	梯子タンク車 3台		ポンプ車 救急車	高師浜出張所	タンク車 1台	<p>(1) 消防拠点について</p> <p>① 市街地の消防体制（火災時の出場体制）について</p> <p>Q 消防拠点として位置づけている消防倉庫が、高石市に帰属された後は、消防団が活用するのは理解できるが、それ以外はどのように活用されるのか。また、組合が保管している啓発道具等の取扱はどのようになるのか。</p> <p>A 高石市に帰属される倉庫については、消防事務の委託に必要なものを備蓄するほか、消防団の資材や防災用備蓄品等を保管できるよう考えている。また、倉庫内の組合の資材等については、組合に返還するものと残すものになる。</p> <p>Q 組合の中に消防倉庫はいくつあるか。</p> <p>A 単独の倉庫としては、現在は、取石に1箇所である。(ただし、平成20年4月、日置荘出張所の改修工事が完了するため倉庫は2箇所となる。)</p> <p>Q 高石市に帰属される消防倉庫は、消防団屯所として使用するのであれば、老朽化に伴い改修が必要ではないか。</p> <p>A 高石市に帰属される消防倉庫は、消防団の屯所ではなく、防災倉庫として活用し、老朽化に伴う改修は必要になる。また、消防倉庫の近くには、消防団屯所の設置を考えている。</p> <p>Q 消防団の屯所を消防倉庫の近くに設置することについて、予算が厳しい中、倉庫を消防団の屯所として利用しないのか。</p> <p>A 消防団屯所を設置する際には、石油備蓄交付金を活用しようと考えている。</p> <p>Q 高石市消防団の3分団について、各屯所が必要であるか。</p> <p>A 高石・高南・取石の各分団ごとに必要と考えている。</p>
署別	火災件数	比率%	救急出場件数	比率																																																																									
高石	21	6%	2,630	6%																																																																									
堺	102	31%	10,769	23%																																																																									
中	31	10%	5,486	12%																																																																									
東	22	7%	3,668	8%																																																																									
西	40	12%	6,713	15%																																																																									
南	41	13%	7,351	16%																																																																									
北	42	13%	7,365	16%																																																																									
美原	19	6%	1,753	4%																																																																									
臨海	7	2%	289	1%																																																																									
管外	—	—	50	—																																																																									
計	325	100%	46,074	100%																																																																									
消防組合全体	904,989人																																																																												
高石消防署管内	60,928人 (比率6.7%)																																																																												
消防組合全体	161.34km ²																																																																												
高石消防署管内	11.35km ² (比率7%)																																																																												
高石本署	梯子タンク車 3台																																																																												
	ポンプ車 救急車																																																																												
高師浜出張所	タンク車 1台																																																																												

高石市の消防体制のあり方検討事項

課題項目	消防組合としての現状	高石消防署の体制	高石市の消防体制のあり方検討会質疑内容
<p>② 特別防災区域堺泉北臨海コンビナート地区の消防体制に（火災時の出場体制）について</p> <p>I 防災区域の現状</p> <p>II 消防組合の消防体制</p> <p>III 自衛消防体制</p>	<p>② 高石市域内の堺泉北臨海コンビナート地区における火災発生時の消防活動体制は、大型化学消防車を主体として高石消防署から3台、出張所から1台及び堺市域に所在する近隣の臨海消防署から3点セット(大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車)を含む4台、堺消防署の出張所から1台及び本部から4台、合計13台が出場し現場活動に当たる。次ぎに、火災が延焼等により大規模化になれば、更に堺市域に所在する近隣の堺消防署等から7台が増援され、更に火災の大規模化に伴い4台が増隊する体制となっている。</p> <p>I 石油コンビナート等災害防止法に基づく消防組合管内のコンビナート地区は、16.58k㎡で、当該区域内に第1種事業所が18社、第2種事業所が11社あり、大量の石油等の危険物、高圧ガス等を貯蔵し、取扱っている。</p> <p>II 消防組合では、コンビナート災害対応として特別防災区域を管轄する署所を主体に、3点セットをはじめ大型及び普通化学車9台、特殊化学車、多目的消防水利システム車等を配置し、災害発生に対応するシステムとなっている。</p> <p>III 各特定事業所(第1・2種事業所)の現状は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設(非常通報施設、消火用屋外給水施設及び流出油等防止堤)の設置義務があり、又各事業所の自衛防災組織及び数社の事業所が共同して自衛防災組織の業務の一部を行うための共同防災組織(陸上、海上それぞれ設置)には、大型化学消防車、泡消火薬剤の防災資機材等を備え付けている。一方、ソフト面では自衛防災組織が行うべき業務に関する事項を規定した防災規程の設置が規定されている。これらの指導監督を石油コンビナート等災害防止法に基づき行っている。</p>	<p>コンビナート火災時の出場車両</p> <p>高石本署 梯子タンク車 3台 特殊化学車(粉末化学車) 救急車</p> <p>高師浜出張所 大型化学車 1台</p> <p>I 高石市域内の特別防災区域は、5.26k㎡で当該区域内に第1種事業所が6社、第2種事業所が3社あり、石油精製、石油化学等の事業所が所在している。</p> <p>II 高石消防署には化学薬品等の災害発生時に対応するための特殊化学車(粉末化学車)を、高師浜出張所には大型化学車を各1台配置し有事の対応を図っている。</p>	<p>Q 消防団の屯所を作る前に消防団の訓練が必要ではないか。</p> <p>A 現在、基本訓練をしており、将来的には自主防災組織と連携した訓練等の実施も考えている。</p> <p>Q 高石東部地区に出張所を整備する必要はあるのか。</p> <p>A 高石東部地区は、高石消防署と近隣に堺市の西消防署があり、消防拠点としては充足している。また、出張所を設置することによる人件費等の多額な費用が必要であることから、当面の設置は困難であるが、将来的には、大規模災害発生時の対応も含め検討する。</p> <p>要望：事務委託により高石消防署等の人員の減少がないよう、堺市との協議をして欲しい。</p> <p>② 特別防災区域堺泉北臨海コンビナート地区の消防体制に（火災時の出場体制）について</p> <p>Q コンビナート等については、堺市と一体化していることから責任をもって指導監督してもらうことでよいのか。</p> <p>A 特別防災区域堺泉北臨海コンビナート地区の消防体制については、コンビナート災害対応として特別防災区域を管轄する署所を主体に特殊化学車や大型化学車等を配備し、また、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設に設置義務がある事業所の自衛消防体制により万全な対応をとっているため、特に問題ないことから現状維持してもらう。</p>

高石市の消防体制のあり方検討事項

課題項目	消防組合としての現状	高石消防署の体制	高石市の消防体制のあり方検討会質疑内容
<p>(3) 協議会の設置について</p>	<p>現状は、組合の運営に対する両市の意向を反映するため、組合規約に基づき 27 名の消防議員(堺市議員 23 名、高石市議員 4 名)により消防議会を運営している。</p>		<p>Q 消防団を置かないところは、市長が形式的に消防団長になるのか。 A 市長が任命権者になる。 Q 高石市消防団の団員数は、条例等で決まっているのか。 A 組合条例で 50 人に決まっている。 Q 高石市消防団の体制はどのようになっているのか。 A 現在、小型動力ポンプ付積載車 1 台と、消防団員 49 名の体制となっている。 Q 消防団は、どのような活動をするのか。 A 大規模火災や地震等による災害時は、消防の下で消火作業や避難誘導等の活動を行い、通常時は市の下で活動する。 Q 委託後の消防団の位置付けについては、どうなるのか。 A 消防組合の設置条例から高石市の設置条例に変え定める。</p> <p>(3) 協議会の設置について (民意の反映) Q 協議会の設置については、任意の協議会になるのか、それとも法定協議会になるのか。 A 協議会の設置については、任意の協議会と考えている。 Q 両市の議会において、消防に関することについては議会で諮られるのか。 A 両市の議会において、消防のことは議論されることになる。 Q 組合議会がなくなり、運営協議会はそれに代わるものだが、構成委員はどうなるのか。(事務レベルか、議員等も入るのか) A できれば、事務レベルで市長が指名した構成委員により、消防力の維持、委託料等について話し合っていきたい。 Q 協議会でどういう交渉を行っていくのかが、ポイントとなる。 A 堺市だけで決められない事もあるので、そのために必要な両市の協議会である。</p>

高石市の消防体制のあり方検討事項

課題項目	消防組合としての現状	高石消防署の体制	高石市の消防体制のあり方検討会質疑内容
<p>(4) 経費負担について</p>	<p>現状、両市の負担金の構成(経費の支弁)は、共通分と各市の固有分があり、組合同約により共通分は前年度の人口比により負担し、また固有分は、該当市に係る土地若しくは建物の取得又は、建物の新築、改築若しくは修繕に要する経費及び消防団に係る経費を、該当市で全額負担する。</p> <p>○経費負担についての考え方(18年度決算ベース)</p> <p>①現状の人口按分による負担 一般負担金合計に前年度の4月1日における両市の人口按分率を乗じて算出 $9,731,112 \text{ 千円} \times 6.83\% = \underline{664,795 \text{ 千円}}$</p> <p>②実費算定による負担 高石署及び消防本部における高石署に係る人件費並びに消防設備費等を加えた総額 $774,964 \text{ 千円} (68 \text{ 人} + 19 \text{ 人} = 87 \text{ 人分の人件費}) + 54,113 \text{ 千円} (消防設備費等) = \underline{829,077 \text{ 千円}}$</p> <p>③基準財政需要額による負担 一般負担金合計額に両市の特別負担分を除く基準財政需要額合計額における高石市の特別負担分を除く基準財政需要額の割合を乗じて算出 高石市基準財政需要額：1,008,187 千円 堺市基準財政需要額：9,840,521 千円 $9,731,112 \text{ 千円} \times 9.34\% = \underline{908,885 \text{ 千円}}$</p>		<p>Q 協議会の委員は何人と考えているか。 A 協議会の委員等については、堺との話し合いによりその構成メンバーも含め検討する必要がある。 Q 民意の反映とはどういう意味なのか。 A 消防組合においては、消防議会で民意の反映がなされていたが、組合がなくなると消防議会もなくなり、民意を反映する場がなくなるので、その対応として運営協議会を設置することになると考えている。 Q 高石市の条例に定める防災会議の中で出た消防に関する意見については、運営協議会に反映する方がよいのではないか。 A 高石市の条例に定める防災会議でいただいた意見については、運営協議会に反映させていきたい。</p> <p>(4) 経費負担について</p> <p>Q 高石市と堺市の財政は、安定しているのか。高石市の経常収支比率はどうか。平成19年度は黒字になるのか。 A 両市とも財政状況は、厳しい。 高石市の平成18年度の経常収支比率は、府下ワースト1(105.4%)である。また、平成19年度は黒字となる。 Q 消防団の費用は、組合予算の中に含まれるのか。 A 組合予算の特別負担分(高石市の固有分)になる。 Q 組合全体に占める高石市の火災発生件数、救急出場件数割合(6~7%)が人口按分割合(6.8%)ほぼ同じなので、高石市が負担する額は、実費といえるのではないか。 A 実費による算定は、組合全体に占める高石市の火災発生件数、救急出場件数割合で算定するものでなく、職員の署所の配置人数により算定することをいう。 要望：経費負担は、長年、両市の一部事務組合として、その経費の負担割合については、人口按分で行ってきた。負担割合の算定方法については、署所に係る実費による算定、地方交付税措置に係る基準財政需要額による算定が考えられるが、現在の厳しい財政状況の中で、今回、消防事務委託に変更されることにより、高石市の行財政運営に重大な影響を与えることとなるので、現行の人口按分による算定の負担金での事務委託を、堺市に維持していただくよう望まれる。</p>

